

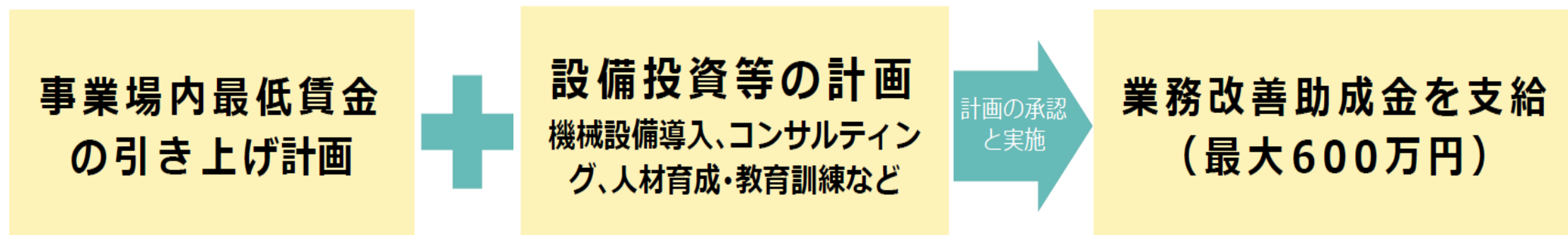
業務改善助成金のご案内

～5分で分かる業務改善助成金～

長野労働局 雇用環境・均等室

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

業務改善助成金の目的は、設備等を導入することによって事業者の生産性向上等により賃金の引き上げに際しての負担を軽減することが目的となります。

対象事業者の要件

助成金の対象は、中小企業・小規模事業者となります。業種、資本金額、労働者数によって異なります。詳細は以下となりますが、「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」の**いずれかに該当すれば対象となります。**

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5000万円以下の法人	100人以下
小売業	5000万円以下の法人	50人以下

事業場内最低賃金(事業場で最も時間給が低い労働者)と地域別最低賃金(長野県はR5.10.1から948円。R6.10.1から998円。)の差額が50円以内であること。長野県内の事業場であれば、R6.10.1以降は1048円以内でないと対象となりません。

労働者の解雇、時間あたりの賃金の引下げ、労働関係法令違反などが無いこと。

申請は事業場(工場や事務所など)ごとの申請となります。



工場A



事務所B

別々に
申請

対象となる設備投資など

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を導入することが助成対象となります。

生産性向上には、事業場の売り上げ増や収益が改善することも含まれます。

*生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等であっても、以下の経費は助成対象外となります。

- 単なる経費削減を目的とした経費(LED電球への交換等)
- 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費(エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)
- 通常の事業活動に伴う経費(事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)
- 法令等で設置が義務付けられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務付けたものの整備に係る経費および事業を実施するうえで必須となる資格の取得に係る経費
- 交付決定日以前に導入または実施した経費
- 申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないもの
- 経費の算出が適正でないもの

設備投資の具体例

長野労働局で実際に設備導入の認定となったケースをいくつかご紹介します。

紹介事例以外の業種や全国の導入事例については、厚生労働省作成の「生産性向上のヒント集」をご覧ください。

リンク先：[最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

事業

導入前の課題

設備投資等内容

導入後の成果

建設業

鋼材・石材の切断の作業時に、ガス式の掘削・切断製品を使用しているが、製品が一つのため複数現場で使用できないことや、エンジン音のため工事現場の近くの家に配慮して現場から離れて作業していた。

バッテリー式掘削・
切断製品

複数の現場で同時に作業できるようになったことや、低騒音のため工事現場の近くでの作業が可能となり、全体として1日1時間の作業時間が短縮された。

食品
製造業

インターネットを中心にスイーツ販売を行っていたため販売店舗が無かったが、口コミで評判となり地元のお客様が直接来社して、スタッフが対応して仕込み作業が中断していた。

冷凍自動販売機

地元のお客様が気兼ねなく立ち寄って購入ができるようになり、売上が増加したことやお客様対応の時間が削減された。自動販売機に会社のロゴやデザインを入れて目立ちやすくしたため、話題となりやすく新たな顧客獲得につながった。

事業

導入前の課題

設備投資等内容

導入後の成果

飲食 小売業

混雑時に現金での会計を手作業で行っており、レジ待ちや会計ミスが生じている。製造スタッフがレジ作業を行うこともあり、作業に戻る際に手洗い、消毒の時間ロスも生じている。

自動釣銭機

手作業による会計負担が軽減され、45分／日ほどの時間の軽減やお客様の待ち時間が短縮された。製造スタッフがレジに入ることがなくなり、1時間／日の製造計画の遅れが無くなった。

宿泊業

貸出タオルと半てんの洗濯後に洗濯物を物干しにかかる時間とたたむ時間が平日で30分、休日で80分時間を要していて、従業員の負担となっている。

電気式乾燥機

洗濯物を干す時間とたたむ時間が削減され、乾燥機を使用することで洗濯後のタオルの質も向上し顧客満足度の向上につながった。洗濯物を室内で干すことが無くなり、場所を効率的に使用することができるようになった。

介護業

介護度が高い入居者の入浴介助で職員2人が抱えて浴槽に入れているが、介護度が高い入居者が増え、腰痛となる職員が増えている。

入浴補助リフト

職員2人の介助が1人で対応できるようになり、職員の身体的作業負担の軽減につながった。入居者からも持ち上げられる不安が無くなり、リラックスして入浴を満喫できるようになった。これまで抱えられる程度の身長・体重制限を設けていたが、制限がなくなり、入居者の受け入れ幅が広がった。

賃金引上げについて

地域別最低賃金が引き上がるタイミングで業務改善助成金を利用することができますが、発効日の前後に事業場内最低賃金を引上げる場合は以下にご注意下さい。

・例(事業場内最低賃金950円、地域別最低賃金が現在948円で10月1日から998円に引き上がる場合。)

賃金引上げ日:9月25日 950円 ⇒ 1000円(50円引上げ)

○対象となります

※事業場内最低賃金が1000円であることを就業規則等で定めることも必要です。

賃金引上げ日:10月5日 950円 ⇒ 1000円(50円引上げ)

×対象となりません(地域別最低賃金998円以上にするのは法令で定められているため)



998円 ⇒ 1048円(50円引上げ)

○対象となります

※事業場内最低賃金が1048円であることを就業規則等で定めることも必要です。

引上げる労働者の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

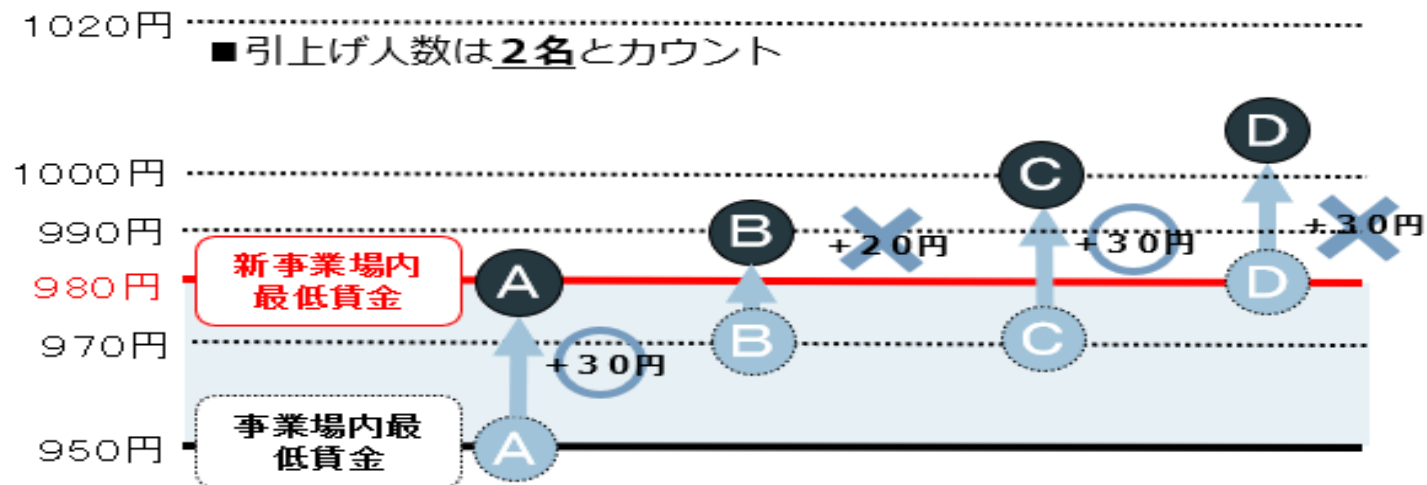
<例:事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

A:事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**

C:Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D:既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成上限額・助成率

助成上限額・助成率・特例事業者は以下のとおりとなります。

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

生産性要件:「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人あたりの付加価値を指し、申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、6%以上伸びている場合、または1%伸びている場合は金融機関から一定の事業性評価を得ていることが必要です。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか少ない方となります。

【例】

○事業場内最低賃金:998円

→助成率3/4

○労働者数:20人、5人の労働者を998円から1,048円に50円引き上げ(45円コース)

→助成上限額140万円

○設備投資額:200万円

150万円
(200万円×3/4)
(設備投資額×助成率)

>

140万円
(助成上限額)



140万円が支給されます

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、物価高騰等要件に該当する場合、通常は助成対象外となる、パソコン・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車も助成対象となります(パソコン・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器は新規導入に限ります)。

申請の流れ

申請期限:令和6年12月27日
(事業完了期限:令和7年1月31日)

申請書の 作成、提出

- 申請書(添付資料)には以下を計画を記載する。
 - ①業務改善計画の策定(設備・機器の導入等)
 - ②賃金引上計画の策定(事業場内最低賃金を一定額以上引上げ)
- 申請書を労働局へ提出する。

審査交付決定 (1か月程度)

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

計画の実施 (1~3か月程度)

事業主が計画に基づき、①業務改善(設備導入等)②助成対象経費の支払い③賃金引上げ(注)を実施する。
※1月末までに計画を完了する必要あり。(注)賃金引上げは、申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書・ 支給申請書の 作成、提出

- 実績報告書には以下を記載する。
 - ①業務改善計画の実施結果
 - ②助成対象経費の支払い結果
 - ③賃金引上げ状況
- 実績報告書・支給申請書を労働局へ提出する。
提出期限:計画完了後1か月又は4/10のいずれか早い日

審査、金額確定 (20日程度)

労働局において実績報告書の審査(*)を行い、助成金の金額を確定する。
(*)①業務改善(設備導入等)及び費用額の確認 ②賃金引上げの確認

助成金の支給

状況報告の提出

労働局

申請にあたっての注意事項

令和5年度中に申請した事業者も申請は可能ですが、令和6年度中に可能な申請は1回までとなります。

賃金引上げ日前までに労働局で交付申請書が受理されている必要がありますので、郵送等で申請する場合はご注意ください。
賃金引上げ日は交付申請後から事業完了期日までの間であれば実施時期を問いません。

交付申請から交付決定まで1か月程度要しますが、**交付決定前に設備等の導入を行った場合は助成対象外となります。**
詳しくは長野労働局の担当者あてにご連絡をお願いします。

事業場内最低賃金の算定は、地域別最低賃金と同様に算定しますので、**毎月支給される手当で法令上算定を除外するとされている手当(臨時に支給される手当、超過勤務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等)以外は算入することになります。**
詳しくは以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。
○リンク先：[最低賃金の対象となる賃金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

お問い合わせ先

業務改善助成金の一般的なご相談

業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440 (受付時間平日8:30~17:15)

業務改善助成金の申請にあたっての詳しいご相談

長野労働局雇用環境・均等室 TEL026-223-0560
(お問い合わせは、9:00~12:00及び13:00~17:00の時間帯にお願いします。)